

に優先を与えるということで明確になった。

またメデケア行政に関する保健・教育・福祉省内の意見を統一するために、基本的なメデケア政策および社会保障庁に対する管理責任を明確にする改正を行った。

つまり、メデケアに関しここ2年ばかりの間に社会保障庁の任務の全般的腐敗があった。そしてこの任務は次第に保健・教育・福祉省の保健部門に移ってきている。そこでこのさい、あらためて前述の措置を必要としたわけである。

以上、その他の細い規定については省略した。

The Christian Science Monitor, Dec. 18, 1973.

Congressional Quarterly Weekly Report, Dec. 8, 1973.

U.S. News & World Report, Dec. 24, 31, 1973.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)



身障者対策基本法案の大綱

(フ ラ ン ス)

背 景

やや古い資料であるが、1971年5月当時の社会保障相ブーラン氏が議会で答弁した際の数字によると、フランスの身心障害者数は、障害児が120万(うち重症者38万、施設で受療中の者8万2,000)、成人身障者は150万(そのうち60万は65歳以上)、80%以上の障害を有する者は全体で25万である。

これら身障者に対する社会的保護措置の遅れが、しばしば告発されており、同様に近年その改善要求が著しい盛り上がりを見せてきた老人対策と比べてもなおかつ、かなりの格差が見られるようである。

以上のような背景の下に、身障者対策基本法案が(Projet de loi d'orientation en faveur des handicapés)が、近く国会へ上程されようとしている。この法案の骨子は、昨年2月に政府が公表した身障者対策長期事業計画の主旨とほとんど変りがないが、主としてこの問題に専念してきた公衆衛生社会保障省付の社会事業および障害者社会復帰対策担当国務大臣ディエネシュ女史が、昨年末のル・モンド紙上に、この法案の大綱をコメントしているので、以下にその要旨を紹介する。

基本法案の必要性とこれまでに講ぜられた措置

ある種の声明書を読み、宣言を聴いていると、身障者対策というものは、これまでまるっきり講ぜられておらず、予算もけちけちとしか与えられていないように見える。

実際には過去数年にわたって、さまざまな努力がなされている。これが必ずしも正当に評価されていないのは、身障者に対する法制が複雑であり、またその法

制が心身障害の性質又はその原因別に細分化され、各々所管する省庁が異なることなどによる。

そこでまず何よりも肝要なことは、整合的な政策の原則を定め、この原則に従って既存の法則を少しずつ接合するか、統合化を図ることである。身障者たちを特殊部落におしこめるのではなく、正常な社会に組入れることである。扶助ではなくその自立を助け、いかなる身障者に対しても人間的な尊敬を平等に付与することである。

講ずべき措置の要点をまとめてみよう。第一の仕事は、妊娠及び出産の際の悲劇的事故を予防することである。これはすでに実施に移されており、第6次計画期間中に2億5,700万フランがこのために投じられる。1975年までには、すでに多くの地域で実現している予防措置の無料化が全国に普及する。予防措置の実施に伴い、周産期死亡率の低下という成果がすでに上っており、1969年の25%が、1972年には21.2%になっている。

次は、身障児に対する治療と教育の無料化であるか、これもすでにほとんど実現しており、ごく一部の例外を除き、児童が施設に収容された時から、社会保険により費用の100%償還が保障されている。

施設そのものについては、公衆衛生・社会保障省所管の重症身障児施設に限って言えば、その収容能力は1960年から1970年までに2倍以上にふえ、13万強になった。第6次計画においても、この増設の努力は継続される。

成人身障者ならびに重度精神障害児および複合的な障害を有する児童に関しては、施設収容の需要がまだきわめて大きく、充足しているとはいえないが、その他の障害児に関しては、若干の地域では100%に近い充足率を示しており、定員にみたない施設さえ生じている。

職員に関しても、1968年から1973年までに特殊教員等の数が、約5,000人から1万2,000人へと倍以上にふえている。もちろんこれだけではまだ不十分であるが、これら職員の教育費の全額免除等の措置が講ぜられており、職業教育基金に対し、このために要求される予算は、1971年から1974年までに7倍近くにふえ、当初の

360万が2,150万になっている。

1971年7月13日法（身心障害者に対する各種優遇措置に関する法律71-563号）は、施設に収容されていない身障児を対象とする初めての特殊家族手当を創設し、成人身障者に対しても、その自立を保障するための新しい手当を設けた。さらに、この手当を受給するすべての成人身障者は、任意制の疾病保険制度へ加入することが可能になり、しかも拠出金は免除されることになった。

同時にわれわれは、次のように各種手当の支給要件の緩和ないし簡素化の措置をとった。

- (1) 身障児に対する手当の支給に関して、その家族の収入上の要件は、今後一切問われることがない。廃疾度が80%ないしそれ以上であれば、自動的に受給権が生じる。
- (2) その受給権は、施設に収容されている者にも拡大される。ただし、その収容費が全額免除されていない場合に限る。
- (3) 成人身障者に対する手当は、純総所得に基づいて支給される。この措置によって支給範囲がかなり拡大された。
- (4) 障害度の判定の要件がかなり緩和された。成人に関しては、労働不能の立証義務が廃止された。

これらはごく限られた例にすぎないが、将来の目標がすでに実現の足がかりを見出していることを証明している。強調すべきことは、社会全体が、身障者対策に関して相当な努力を継続することをすでに認めていることである。そのことは、国家、地方公共団体、および社会保障機関がこのために投じている社会予算を合算すると1971年において70億フランに近い数字に達していることを見ても分る。

基本法の原則とその大綱

いまや、多年来積み重ねてきた努力から、論理的結論をひき出す必要がある。さる2月7日の閣議が、身障者対策基本法の原則を採択したのはそのためである。基本法はすでに起草が終了しており、次の議会に付託される。

肝心なことは、漠然とした意図を宣言することではなく、明確に指示されている方向を継続することであり、社会における身障者の基本的人権を明確に確認することである。この法律案は事実、単純かつ基本的な次のような考え方に基づいている。すなわち身障者は、その障害のために、出発点において障害のない人々と等しいチャンスには恵まれていない。社会がこのチャンスを平等にするような手段を身障者に与えることが肝要であり、この手段によって身障者は他の人々と同じ権利を享受できる。

(1) 教育および訓練の無料化

身障者に対する教育と訓練は、できるだけ隔離的でない環境で与えられるべきであり、何よりも無料でなければならない。

特殊施設における医療教育費、職業訓練費は、その家族の収入にかかわらず全額免除されることになる。

(2) 労働権

身障者も訓練後は、可能な限り勤労し、それもできるだけ他の人々と同程度に、かつ同一の職場で働く必要がある。しかし現行の制度では、充分にこの目的を達することができない。そこで労働大臣と緊密な協力を図ることによって、われわれは総合的な措置を検討した。法律には次のような規定が設けられる。

通常の事業所で勤労する身障者に対しては、法定最低賃金に等しい最低収入を保障する。また特殊な保護工場で勤労する身障者に対しては、法定最低賃金の90%を保障する。

(3) 自立権

1971年7月13日の法律は、すでにこの権利を確認している。すなわち、成人心身障害者手当は、その家族の収入とは無関係に支給されることになっている。この原則は、このほかのすべての給付にも拡大される。また、この手当の水準も、老人に対する最低給付に等しくなる。

身障者に対する最低保障額を、老人に対するそれと平等にすることには、しばしば異論があるが、次のように考えられないであろうか。心身の障害は、多くの

場合一生残り、障害者はそれから免れることができない。老齢という現象も、いわば年齢から生ずる障害である。いわゆる心身障害者のそれは、出生に基づく障害である。従って障害を受けている点ではどちらも平等であり、両者を差別する理由はない。

(4) 住宅に対する権利

身障者を正常な社会に組み入れるためには、この住宅の保障という措置は、権利の平等化の主たる側面である。基本法は、次のような規定によって、この権利を保障することができるようになっている。将来、公共住宅や公共施設は、身障者、とくに歩行障害者にも居住ないし利用できるような施設を次第に設けていくようにする。

Le Monde, 11 décembre, 1973, その他.

(平山 卓 国立国会図書館)

デビス委員会、 入院患者の苦情に対する 審査会の設置を勧告

(イギリス)

12月17日に発表された「病院の苦情処理にかんする委員会報告」Report of the Committee on Hospital Complaints Procedure において、医師や医療にかんする患者の苦情を審査するための常設的審査会(パネル)を設けようとの提案が出されている。

同報告によると、この審査会は起訴にもちこむことが可能な苦情についての審査に援助を与えるものであるが、審査会の長(弁護士)が当該苦情申立者が起訴する意志を有しないことを確認する場合にかぎってその苦情を受理するもの、とされている。